

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令新旧対照案文  
 (傍線部分は改正部分)

一 債権譲渡登記規則 (平成十年法務省令第三十九号)

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><del>動産・債権譲渡登記規則</del></p> <p>目次</p> <p>第一章 <del>動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等</del> (第一条 <del>第七</del>条)</p> <p>第二章 <del>登記手続</del> (第八条 <del>第二十</del>条)</p> <p>第三章 <del>登記事項の証明</del> (第二十一条 <del>第二十三</del>条)</p> <p>第四章 <del>電子情報処理組織による登記の申請等に関する特例</del> (第二十四条 <del>第三十一</del>条)</p> <p>第五章 <del>補則</del> (第三十二条 <del>第三十五</del>条)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><del>第一章 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等</del></p> <p style="text-align: center;"><del>(動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等の持出禁止)</del></p> <p>第一条 <del>動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに動産</del></p>	<p style="text-align: center;"><del>債権譲渡登記規則</del></p> <p>目次</p> <p>第一章 <del>債権譲渡登記ファイル</del> (第一条 <del>第五</del>条)</p> <p>第二章 <del>登記手続</del> (第六条 <del>第十七</del>条)</p> <p>第三章 <del>登記事項の証明</del> (第十八条 <del>第二十</del>条)</p> <p>第四章 <del>電子情報処理組織による登記の申請等に関する特例</del> (第二十一条 <del>第二十八</del>条)</p> <p>第五章 <del>補則</del> (第二十九条 <del>第三十二</del>条)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><del>第一章 債権譲渡登記ファイル</del></p> <p style="text-align: center;"><del>(債権譲渡登記ファイル等の持出禁止)</del></p> <p>第一条 <del>債権譲渡登記ファイル及び登記申請書等</del> (登記申請書、債権</p>

譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイル並びに登記申請書等（登記申請書、動産・債権譲渡登記令（以下「令」という。）第八条各号に掲げる書面及び第二十七条第二項の磁気ディスクをいう。以下同じ。）は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記申請書等については、裁判所の命令又は囑託があつたときは、この限りでない。

（動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等の記録の滅失の場合）

第三条 動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイル（動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイルをいう。以下同じ。）の記録の全部又は一部が滅失したときは、登記官は、遅滞なく、その事由、年月日及び滅失した動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録その他令第三条の処分をするのに必要な事項を記載し、かつ、回復登記の期間を予定し、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に申報しなければならない。

2 （略）

（動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイル等と同一の記録の備付け）

第四条 登記官は、動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルに記録した事項と同一の事項の記録

譲渡登記令（以下「令」という。）第八条の添付書面及び第二十四条第二項の磁気ディスクをいう。以下同じ。）は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記申請書等については、裁判所の命令又は囑託があつたときは、この限りでない。

（債権譲渡登記ファイルの記録の滅失の場合）

第三条 債権譲渡登記ファイルの記録の全部又は一部が滅失したときは、登記官は、遅滞なく、その事由、年月日及び滅失した債権譲渡登記ファイルの記録その他令第三条の処分をするのに必要な事項を記載し、かつ、回復登記の期間を予定し、監督法務局又は地方法務局の長に申報しなければならない。

2 （同上）

（債権譲渡登記ファイルと同一の記録の備付け）

第四条 登記官は、債権譲渡登記ファイルに記録した事項と同一の事項の記録を備えなければならない。

を備えなければならない。

- 2 動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録の全部又は一部が滅失したときは、前項の記録によってこれを回復しなければならない。この場合においては、令第三条の命令によることを要しない。

(記録等の保存期間)

第五条 登記所は、動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに登記事項概要ファイルの記録等を次の区別に従って保存しなければならない。

- 一 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに登記事項概要ファイルの記録(次号及び第三号の記録を除く。) 永久
- 二 (略)
- 三 閉鎖した登記事項概要ファイル 閉鎖した日から二十年
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)

(管轄転属の場合の措置等)

第六条 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号。以下「法」という。)第五条第二項に規定する事務に関し甲登記所の管轄地の一部が乙登記所の管轄

- 2 債権譲渡登記ファイルの記録の全部又は一部が滅失したときは、前項の記録によってこれを回復しなければならない。この場合においては、令第三条の命令によることを要しない。

(記録等の保存期間)

第五条 登記所は、債権譲渡登記ファイルの記録等を次の区別に従って保存しなければならない。

- 一 債権譲渡登記ファイルの記録(次号の記録を除く。) 永久
- 二 (同上)
- (新設)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

(新設)

に転属したときは、甲登記所は、転属した地域内に本店又は主たる事務所（本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所（外国会社の登記をした外国会社であつて日本に営業所を設けていないものにあつては、日本における代表者の住所）又は事務所。以下「本店等」といふ。）を有する法人の登記事項概要ファイルの記録を乙登記所に移送し、当該登記事項概要ファイルを閉鎖しなければならない。

2 本店等の移転の登記（当該本店等を他の登記所の管轄区域内に移転するものに限る。）がされた法人に係る登記事項概要ファイルがあるときは、旧所在地を管轄する登記所の登記官は、当該登記事項概要ファイルの記録を新所在地を管轄する登記所に移し、当該登記事項概要ファイルを閉鎖しなければならない。

3 合併による解散の登記がされた法人に係る登記事項概要ファイルがあるときは、当該法人の本店等の所在地を管轄する登記所の登記官は、当該登記事項概要ファイルの記録を合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項概要ファイルに移し、合併による解散の登記がされた法人の登記事項概要ファイルを閉鎖しなければならない。

4 組織変更による解散の登記がされた法人に係る登記事項概要ファイルがあるときは、当該法人の本店等の所在地を管轄する登記所の

登記官は、当該登記事項概要ファイルの記録を組織変更後の法人の登記事項概要ファイルに移し、組織変更による解散の登記がされた法人の登記事項概要ファイルを閉鎖しなければならない。

5 前各項に規定する場合のほか、登記記録が閉鎖された法人に係る登記事項概要ファイルがあるときは、当該法人の本店等の所在地を管轄する登記所の登記官は、当該登記事項概要ファイルを閉鎖しなければならない。

6 前各項の規定により閉鎖された登記事項概要ファイルは、これを令第十六条第二項第四号に規定する閉鎖された記録とみなす。

(登記事項概要ファイルの譲渡人等の商号の変更等)

第七条 譲渡人等(令第十二条第三項の譲渡人等をいう。以下この条において同じ。)の商号若しくは名称の変更の登記又は本店等の移転の登記(当該本店等を他の登記所の管轄区域内に移転するものを除く。)がされた場合には、登記事項概要ファイル中の譲渡人等の商号若しくは名称又は本店等の記録も変更されたものとみなす。

(新設)

(動産を特定するために必要な事項等)

第八条 法第七条第二項第五号に規定する譲渡に係る動産を特定するために必要な事項は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項とする。

(新設)

一 動産の特質によって特定する方法

イ 動産の種類

ロ 動産の型式名、記号、番号その他の同種類の他の物と識別するために必要な特質

二 動産の所在によって特定する方法

イ 動産の種類

ロ 動産の保管場所の所在地

2 前項各号に掲げる方法によって特定する譲渡の対象が二以上あるときは、一で始まる連続番号も、同項の譲渡に係る動産を特定するために必要な事項とする。

3 法第十条第三項第一号に規定する抹消登記に係る動産を特定するために必要な事項は、前項の連続番号とする。

(債権を特定するために必要な事項等)

第九条 法第八条第二項第四号(法第十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権を特定するために必要な事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の債務者が特定しているときは、債務者及び債権の発生の際における債権者の数、氏名及び住所(法人にあつては、氏名及び住所に代え商号又は名称及び本店等)

(債権を特定するために必要な事項等)

第六条 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(以下「法」といふ。)第五条第一項第六号(法第十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権を特定するために必要な事項は、次に掲げる事項とする。

一 (同上)

二 債務者及び債権の発生の際における債権者の数、氏名及び住所(法人にあつては、氏名及び住所に代え商号又は名称及び本店又は主たる事務所)

三 譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の債務者が特定していないときは、債権の発生原因

四 (略)

五 (略)

六 債権の発生の時及び譲渡又は質権設定の時における債権額(既に発生した債権のみを譲渡し、又は目的として質権を設定する場合に限る。)

2 法第十条第三項第二号(法第十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する抹消登記に係る債権を特定するために必要な事項は、前項第一号に掲げる事項とする。

(登記申請書及び申請磁気ディスクの送付の方法)

第十条 登記の申請をしようとする者が登記申請書及び令第八条各号に掲げる書面並びに申請磁気ディスクを送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによらなければならない。

(申請磁気ディスクの構造)

第十一条 令第七条第一項に規定する申請磁気ディスクの構造は、次

(新設)

三 (同上)

四 (同上)

五 債権の発生の時及び譲渡又は質権設定の時における債権額

2 法第七条第三項第二号(法第十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する抹消登記に係る債権を特定するために必要な事項は、前項第一号に掲げる事項とする。

(登記申請書及び申請磁気ディスクの送付の方法)

第七条 登記の申請をしようとする者が登記申請書及び令第八条の添付書面並びに申請磁気ディスクを送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによらなければならない。

(申請磁気ディスクの構造)

第八条 (同上)

の名号のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

(申請磁気ディスクの記録事項等)

第十二条 令第七条第三項第三号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 譲渡に係る動産若しくは譲渡に係る債権の譲渡人及び譲受人又は質権の目的とされた債権の質権設定者及び質権者の数
- 二 譲渡に係る動産若しくは譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の個数

2 申請磁気ディスクには、令第七条第三項の方式に従い、同項各号に掲げる事項以外の事項であつて、譲渡に係る動産の名称、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の弁済期その他の当該動産又は債権を特定するために有益なものを記録することができる。

3 (略)

(登記申請書の添付書面)

第十三条 登記申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等(令第四条第一項の債権譲渡登記等をいう。以下同じ。)の申請をするときは、譲受人又は質権者の住所又は本店等を証する書面
- 二 動産譲渡登記若しくは債権譲渡登記等又はこれらの登記に係る

一 三 (同上)

(申請磁気ディスクの記録事項等)

第九条 (同上)

- 一 譲渡に係る債権の譲渡人及び譲受人又は質権の目的とされた債権の質権設定者及び質権者の数
- 二 譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の個数

2 申請磁気ディスクには、令第七条第三項の方式に従い、同項各号に掲げる事項以外の事項であつて、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の弁済期その他の当該債権を特定するために有益なものを記録することができる。

3 (同上)

(登記申請書の添付書面)

第十条 (同上)

- 一 債権譲渡登記等(令第四条第一項の債権譲渡登記等をいう。以下同じ。)の申請をするときは、譲受人又は質権者の住所、本店又は主たる事務所を証する書面
- 二 債権譲渡登記等又は延長登記の申請をするときは、譲渡人又は

延長登記の申請をするときは、譲渡人又は質権設定者の代表者の印鑑の証明書であつて登記所が作成したもの

三 (略)

四 延長登記等(令第七条第一項の延長登記等をいう。以下同じ。)の申請をする場合において、譲渡人、譲受人、質権設定者又は質権者の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、その変更を証する書面

2・3 (略)

(登記申請書の受付)

第十四条 1・2 (略)

(登記番号)

第十五条 1・2 (略)

(登記の方法)

第十六条 登記をするには、次に掲げる事項をも動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録しなければならない。

一 (略)

二 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等にあつては、第十二条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定により申請磁気ディスクに記録された事項

三・四 (略)

質権設定者の代表者の印鑑の証明書であつて登記所が作成したもの

三 (同上)

四 延長登記等(令第七条第一項の延長登記等をいう。以下同じ。)の申請をする場合において、譲渡人、譲受人、質権設定者又は質権者の表示が債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、その変更を証する書面

2・3 (同上)

(登記申請書の受付)

第十一条 1・2 (同上)

(登記番号)

第十二条 1・2 (同上)

(登記の方法)

第十三条 登記をするには、次に掲げる事項をも債権譲渡登記ファイルに記録しなければならない。

一 (同上)

二 債権譲渡登記等にあつては、第九条第一項に掲げる事項及び同条第二項の規定により申請磁気ディスクに記録された事項

三・四 (同上)

2 申請磁気ディスクに記録された事項を動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録するには、当該申請磁気ディスクを用いてしなければならない。

(申請人への通知)

第十七条 登記官は、次の各号に掲げる登記をしたときは、譲受人又は質権者（抹消登記にあつては、譲渡人又は質権設定者）に対し、当該各号に定める事項を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者が数人あるときは、その一人に対して通知すれば足りる。

一 動産譲渡登記 登記の目的、法第七条第二項第一号、第二号、第四号、第七号及び第八号に掲げる事項並びに譲渡に係る動産の個数

二 債権譲渡登記等 登記の目的、法第八条第二項第一号（法第七条第二項第三号に係る部分を除き、法第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二号及び第三号（これらの規定を法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の個数

三 延長登記 登記の目的、登記の原因及びその日付並びに法第九条第二項第一号から第四号まで（これらの規定を法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

四 抹消登記 登記の目的、法第十条第二項第二号から第四号まで

2 申請磁気ディスクに記録された事項を債権譲渡登記ファイルに記録するには、当該申請磁気ディスクを用いてしなければならない。

(申請人への通知)

第十四条 (同上)

(新設)

一 債権譲渡登記等 登記の目的、法第五条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号（法第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の個数

二 延長登記 登記の目的、登記の原因及びその日付並びに法第六条第二項第二号から第四号まで（法第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

三 抹消登記 登記の目的、法第七条第二項第二号から第四号まで

(これらの規定を法第十四条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる事項並びに動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の一部の抹消登記にあつては、法第十条第三項第三号(法第十四条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる事項及び抹消後の譲渡に係る動産若しくは譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の個数

(登記所への通知)

第十八条 法第十二条第二項(法第十四条第一項において準用する場合を含む。 )の法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる登記について、当該各号に定める事項とする。

- 一 動産譲渡登記 法第七条第二項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項
- 二 債権譲渡登記等 法第八条第二項第一号(法第十四条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる事項
- 三 抹消登記 当該抹消登記に係る動産譲渡登記に係る法第七条第二項第一号、第三号及び第七号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項については、譲渡人に係るものに限る。 )、当該抹消登記に係る債権譲渡登記等に係る法第八条第二項第一号(法第七条第二項第二号及び第八号に係る部分を除き、法第十四条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる事項(法第七条第二項第三号(法第十四条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる

(法第十条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる事項並びに債権譲渡登記等の一部の抹消登記にあつては、法第七条第三項第三号(法第十条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる事項及び抹消後の譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の個数

(登記所への通知)

第十五条 法第九条第一項(法第十条第一項において準用する場合を含む。 )の法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる登記について、当該各号に定める事項とする。

(新設)

- 一 債権譲渡登記等 法第五条第一項第一号から第三号まで、第八号及び第九号(法第十条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる事項
- 二 抹消登記 当該抹消登記に係る債権譲渡登記等に係る法第五条第一項第一号、第三号及び第八号(法第十条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる事項(法第五条第一項第三号(法第十条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる事項については、譲渡人又は質権設定者に係るものに限る。 )、法第七条第二項第三号及び第四号(法第十条第一項において準用する場合を含む。 )に掲げる事項並びに債権譲渡登記等の一部の抹消登記にあつては、そ

事項については、譲渡人又は質権設定者に係るものに限る。）、  
法第十条第二項第三号及び第四号（これらの規定を法第十四条第  
一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに動産讓  
渡登記又は債権讓渡登記等の一部の抹消登記にあつては、その旨

- 2 令第四条第二項の法務省令で定める事項は、動産讓渡登記又は債  
権讓渡登記等の存続期間の満了によつて動産讓渡登記ファイル又は  
債権讓渡登記ファイルの記録を閉鎖した旨並びに当該記録に係る法  
第七条第二項第一号、第三号及び第七号に掲げる事項（同項第三号  
に掲げる事項については、譲渡人に係るものに限る。）、法第八条  
第二項第一号（法第七条第二項第二号及び第八号に係る部分を除き  
、法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項  
（法第七条第二項第三号（法第十四条第一項において準用する場合  
を含む。）に掲げる事項については、譲渡人又は質権設定者に係る  
ものに限る。）とする。

（登記事項概要ファイルへの記録事項）

第十九条 法第十二条第三項（法第十四条第一項において準用する場  
合を含む。）の法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる登記に  
ついで、当該各号に定める事項とする。

- 一 動産讓渡登記 動産讓渡登記をした旨並びに法第七条第二項第  
一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項（同項第三  
号に掲げる事項については譲受人に係るものに限る。）  
二 債権讓渡登記等 債権讓渡登記又は質権設定登記をした旨及び

の旨

- 2 令第四条第二項の法務省令で定める事項は、債権讓渡登記ファイ  
ルの記録を閉鎖した旨並びに当該記録に係る法第五条第一項第一号  
、第三号及び第八号（法第十条第一項において準用する場合を含む  
。）に掲げる事項（法第五条第一項第三号（法第十条第一項におい  
て準用する場合を含む。）に掲げる事項については、譲渡人又は質  
権設定者に係るものに限る。）とする。

（商業登記簿等への記載事項）

第十六条 法第九条第二項（法第十条第一項において準用する場合を  
含む。）の法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる登記につい  
て、当該各号に定める事項とする。

（新設）

- 一 債権讓渡登記等 債権讓渡登記又は質権設定登記をした旨並び

法第八条第二項第一号（法第七条第二項第三号に係る部分については譲受人又は質権者に係るもの限り、法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

三 抹消登記 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の全部又は一部の抹消登記をした旨、当該抹消登記に係る動産譲渡登記に係る法第七条第二項第七号に掲げる事項若しくは当該抹消登記に係る債権譲渡登記等に係る法第八条第二項第一号（法第七条第二項第七号に係る部分に限り、法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに法第十条第二項第三号及び第四号（これらの規定を法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

2 前項各号に定める事項を記録した登記官は、これらの事項を記録した年月日をも登記事項概要ファイルに記録しなければならない。

3 令第四条第三項の法務省令で定める事項は、動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の存続期間の満了によって動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録を閉鎖した旨及び当該記録に係る法第七条第二項第七号又は法第八条第二項第一号（法第七条第二項第七号に係る部分に限り、法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びにこれらの事項を登記事項概要ファイルに記録した年月日とする。

（申請の却下の方式）

に法第五条第一項第二号、第三号、第八号及び第九号（法第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項（法第五条第一項第三号（法第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項については、譲受人又は質権者に係るものに限る。）

二 抹消登記 債権譲渡登記等の全部又は一部の抹消登記をした旨、当該抹消登記に係る債権譲渡登記等に係る法第五条第一項第八号（法第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに法第七条第二項第三号及び第四号（法第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

（新設）

2 令第四条第三項の法務省令で定める事項は、債権譲渡登記ファイルの記録を閉鎖した旨及び当該記録に係る法第五条第一項第八号（法第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項とする。

（申請の却下の方式）

第二十条 (略)

(登記事項概要証明書等の交付の申請書の処理等)

第二十一条 登記官は、登記事項概要証明書若しくは登記事項証明書又は概要記録事項証明書(以下「登記事項概要証明書等」と総称する。)の交付の申請書を受け取ったときは、申請書に交付の年月日及び受付番号を記載した上、受付の順序に従って相当の処分をしなければならない。

(登記事項証明書の交付の申請書の添付書面)

第二十二条 登記事項証明書の交付の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 (略)

二 申請人が譲渡に係る動産若しくは譲渡に係る債権の譲渡人若しくは譲受人又は質権の目的とされた債権の質権設定者若しくは質権者である場合において、申請書及び添付書面における申請人の氏名又は住所(法人にあつては、商号若しくは名称又は本店等)の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、その変更を証する書面

2 (略)

(登記事項概要証明書等の作成方法)

第二十三条 登記事項概要証明書等を作成するには、登記官は、証明

第十七条 (同上)

(登記事項概要証明書等の交付の申請書の処理等)

第十八条 登記事項概要証明書又は登記事項証明書の交付の申請書を受け取ったときは、申請書に交付の年月日及び受付番号を記載した上、受付の順序に従って相当の処分をしなければならない。

(登記事項証明書の交付の申請書の添付書面)

第十九条 (同上)

一 (同上)

二 申請人が譲渡に係る債権の譲渡人若しくは譲受人又は質権の目的とされた債権の質権設定者若しくは質権者である場合において、申請書及び添付書面における申請人の氏名又は住所(法人にあつては、商号若しくは名称又は本店若しくは主たる事務所)の表示が債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、その変更を証する書面

2 (同上)

(登記事項概要証明書等の作成方法)

第二十条 登記事項概要証明書又は登記事項証明書を作成するには、

すべし登記事項及び登記の時刻（概要記録事項証明書を作成する場合を除く。）を記載した書面の末尾に認証文を付記し、年月日及び職氏名を記載し、職印を押し、毎葉のつづり目に契印又はこれに準ずる措置をしなければならない。

2 登記事項証明書には、前項に規定する事項のほか、令第七条第二項第一号及び第五項第一号並びに第十二条第一項第一号に掲げる事項並びに同条第二項に規定する事項をも記載しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、数個の債権に係る登記事項を一括して証明する登記事項証明書には、第十二条第二項に規定する事項を記載することを要しない。

4 法第十三条第二項の法務省令で定める場合は、同項の請求に係る登記事項についての登記事項概要ファイルに記録されている情報の情報量が三百キロバイトを超える場合とする。

（電子情報処理組織による登記の申請等）

第二十四条 次に掲げる申請又は請求は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用してすることができる。ただし、当該申請又は当該請求は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

一 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等、延長登記又は抹消登記の申

登記官は、証明すべき登記事項及び登記の時刻を記載した書面の末尾に認証文を付記し、年月日及び職氏名を記載し、職印を押し、毎葉のつづり目に契印又はこれに準ずる措置をしなければならない。

2 債権譲渡登記ファイルの記録に第九条第二項の事項が記録されているときは、登記事項証明書（令第二十条第三項第二号の書面を除く。）には、当該事項をも記載しなければならない。

（新設）

（新設）

（電子情報処理組織による登記の申請等）

第二十一条 （同上）

一 債権譲渡登記等、延長登記又は抹消登記の申請

請

二 (略)

- 21 法務大臣の指定する登記所においては、法務大臣が特に命ずる場合を除き、概要記録事項証明書の送付の請求（法第十三条第二項の規定による請求を除く。以下同じ。）は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用し  
てすることができる。ただし、当該請求は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。
- 31 前項の指定は、告示してしなければならない。

(電子情報処理組織を使用してすることができない登記の申請等)

第二十五条 前条第一項第一号に掲げる申請のうち次に掲げるものは、  
同号の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用してすることが  
できない。

一 (略)

- 一 動産譲渡登記及び債権譲渡登記並びに抹消登記の申請のうち  
、申請に係る情報量が千五百キロバイトを超えるもの
- 二 延長登記及び抹消登記の申請のうち、譲渡人、譲受人、質権設  
定者又は質権者の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記  
ファイルに記録された表示と異なるもの（次条第六項に規定する  
登記情報によりその変更を証することができる場合を除く。）

四 (略)

2 前条第一項第二号に掲げる請求のうち次に掲げるものは、同号の

二 (同上)

(新設)

(電子情報処理組織を使用してすることができない登記の申請等)

第二十一条 前条第一号の申請のうち次に掲げるものは、同号の規定  
にかかわらず、電子情報処理組織を使用してすることができない。

一 (同上)

- 一 債権譲渡登記等及び抹消登記の申請のうち、申請に係る情報量  
が千五百キロバイトを超えるもの
- 二 延長登記及び抹消登記の申請のうち、譲渡人、譲受人、質権設  
定者又は質権者の表示が債権譲渡登記ファイルに記録された表示と  
異なるもの（次条第六項に規定する登記情報によりその変更を証す  
ることができる場合を除く。）

四 (同上)

2 前条第二号の請求のうち次に掲げるものは、同号の規定にかかわ

規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用してすることができない。

一 (略)

二 登記事項証明書の交付の請求のうち、次に掲げる者以外の者が申請人となるもの

イ 譲渡に係る動産若しくは譲渡に係る債権の譲渡人若しくは譲受人又は当該債権の債務者

ロ (略)

三 登記事項証明書の交付の請求のうち、申請人の氏名又は住所（法人にあつては、商号若しくは名称又は本店等）の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるもの（第二十八条第四項に規定する登記情報によりその変更を証することができる場合を除く。）

(登記申請の方法)

第二十六条 第二十四条第一項の規定により同項第一号に掲げる申請をするには、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下この章において「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、登記申請書及び申請磁気ディスクの提出に代えて、次に掲げる事項に係る情報に商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信しなければならない。

一 (略)

らず、電子情報処理組織を使用してすることができない。

一 (同上)

二 (同上)

イ 譲渡に係る債権の譲渡人若しくは譲受人又は当該債権の債務者

ロ (同上)

三 登記事項証明書の交付の請求のうち、申請人の氏名又は住所（法人にあつては、商号若しくは名称又は本店若しくは主たる事務所）の表示が債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるもの（第二十五条第四項に規定する登記情報によりその変更を証することができる場合を除く。）

(登記申請の方法)

第二十三条 第二十一条の規定により同条第一号の申請をするには、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下この章において「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、登記申請書及び申請磁気ディスクの提出に代えて、次に掲げる事項に係る情報に商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信しなければならない。

一 (同上)

一 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の申請にあつては、令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる事項

三 (略)

2 申請人等が前項の規定による申請をするときは、法務大臣の定めるところに従い、第十二条第二項に規定する事項に係る情報を併せて送信することができる。この情報には、前項に規定する措置を講じなければならない。

3~5 (略)

6 延長登記又は抹消登記の申請をする場合において、譲渡人、譲受人、質権設定者又は質権者の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、その変更を証する書面に代わるべき登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を併せて送信しなければならない。

7 第一項の規定による申請については、令第八条第一号及び第十三条第一項第一号から第三号までの規定は、適用しない。

(登記手続の特則)

第二十七条 前条第一項の規定による申請については、第十四条第一項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

2 登記官は、前項の申請について受付をしたときは、遅滞なく、令

一 債権譲渡登記等の申請にあつては、令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる事項

三 (同上)

2 申請人等が前項の規定による申請をするときは、法務大臣の定めるところに従い、第九条第二項に規定する事項に係る情報を併せて送信することができる。この情報には、前項に規定する措置を講じなければならない。

3~5 (同上)

6 延長登記又は抹消登記の申請をする場合において、譲渡人、譲受人、質権設定者又は質権者の表示が債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、その変更を証する書面に代わるべき登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を併せて送信しなければならない。

7 第一項の規定による申請については、令第八条第一号及び第十条第一項第一号から第三号までの規定は、適用しない。

(登記手続の特則)

第二十四条 前条第一項の規定による申請については、第十一条第一項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

2 登記官は、前項の申請について受付をしたときは、遅滞なく、令

第十八条第一項の規定による閲覧に供するため、前条第一項から第四項までの情報を磁気ディスクに記録しなければならない。

- 3 第一項の申請について登記をする場合における第十六条第一項第一号の規定の適用については、同号中「同条第二項の規定により申請磁気ディスクに記録された事項」とあるのは、「第二十六条第二項の規定により併せて送信された情報の内容とされた事項」とする。

(登記事項概要証明書等の交付等の請求の方法)

第二十八条 第二十四条第一項の規定による同項第二号に掲げる請求又は同条第二項の規定による請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、申請書の提出に代えて、次に掲げる事項に係る情報（登記事項証明書の交付の請求にあつては、当該情報に第二十六条第一項に規定する措置を講じたもの）を送信しなければならない。

一 (略)

二 令第十六条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項

三 登記事項証明書の交付の請求にあつては、令第十六条第三項各号に掲げる事項

- 2 代理人によつて前項の規定による登記事項証明書の交付の請求をするときは、法務大臣の定めるところに従い、その権限を証する書面に代わるべき情報にその作成者が第二十六条第一項に規定する措置を講じたものを併せて送信しなければならない。

第二十一条第一項の規定による閲覧に供するため、前条第一項から第四項までの情報を磁気ディスクに記録しなければならない。

- 3 第一項の申請について登記をする場合における第十三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「同条第二項の規定により申請磁気ディスクに記録された事項」とあるのは、「第二十三条第二項の規定により併せて送信された情報の内容とされた事項」とする。

(登記事項概要証明書等の交付の請求の方法)

第二十五条 第二十一条の規定により同条第二号の請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、申請書の提出に代えて、次に掲げる事項に係る情報（登記事項証明書の交付の請求にあつては、当該情報に第二十三条第一項に規定する措置を講じたもの）を送信しなければならない。

一 (同上)

二 令第二十条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項

三 登記事項証明書の交付の請求にあつては、令第二十条第三項各号に掲げる事項

- 2 代理人によつて前項の規定による登記事項証明書の交付の請求をするときは、法務大臣の定めるところに従い、その権限を証する書面に代わるべき情報にその作成者が第二十三条第一項に規定する措置を講じたものを併せて送信しなければならない。

3 第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求をする場合において、前二項の情報を送信するときは、申請人等は、当該情報の作成者が第二十六条第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて同条第四項各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。この場合については、同条第五項の規定を準用する。

4 第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求をする場合において、前三項の情報における申請人の氏名又は住所（法人にあつては、商号若しくは名称又は本店等）の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、その変更を証する書面に代わるべき登記情報の送信を第二十六条第六項の指定法人から受けるために必要な情報を併せて送信しなければならない。

5 第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求については、令第十六条第四項第一号及び第二十二條第一項第一号の規定は、適用しない。

（申請書の処理の特則）

第二十九条 前条第一項の規定による請求については、第二十一条の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

（登記事項概要証明書等に係る電磁的記録の提供）

第三十条 第二十八条第一項の規定による登記事項概要証明書又は登

3 第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求をする場合において、前二項の情報を送信するときは、申請人等は、当該情報の作成者が第二十三条第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて同条第四項各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。この場合については、同条第五項の規定を準用する。

4 第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求をする場合において、前三項の情報における申請人の氏名又は住所（法人にあつては、商号若しくは名称又は本店若しくは主たる事務所）の表示が債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、その変更を証する書面に代わるべき登記情報の送信を第二十三条第六項の指定法人から受けるために必要な情報を併せて送信しなければならない。

5 第一項の規定による登記事項証明書の交付の請求については、令第二十条第四項第一号及び第十九条第一項第一号の規定は、適用しない。

（申請書の処理の特則）

第二十六条 前条第一項の規定による請求については、第十八条の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

（登記事項概要証明書等に係る電磁的記録の提供）

第二十七条 第二十五条第一項の規定による登記事項概要証明書又は

記事項証明書の交付の請求があつた場合において、申請人等が当該登記事項概要証明書又は当該登記事項証明書に係る電磁的記録の提供を求めるときは、登記官は、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録を提供しなければならない。

(氏名等を明らかにする措置)

第三十一条 情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による第二十六条第一項に規定する措置(第二十八条第一項の規定による登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求にあつては、同項第一号に係る情報を入力する措置)とする。

2 情報通信技術利用法第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による第二十六条第一項に規定する措置とする。

(登記申請書等の閲覧の申請書の添付書面等)

第三十二条 代理人によつて令第十八条第一項の請求をするときは、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。

2 令第十八条第五項の法務省令で定める大きさの用紙は、日本工業規格A列四番の用紙とする。

3 令第十八条第一項の規定による第二十六条第一項から第四項まで

登記事項証明書の交付の請求があつた場合において、申請人等が当該登記事項概要証明書又は当該登記事項証明書に係る電磁的記録の提供を求めるときは、登記官は、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録を提供しなければならない。

(氏名等を明らかにする措置)

第二十八条 情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による第二十三条第一項に規定する措置(第二十五条第一項の規定による登記事項概要証明書の交付の請求にあつては、同項第一号に係る情報を入力する措置)とする。

2 情報通信技術利用法第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による第二十三条第一項に規定する措置とする。

(登記申請書等の閲覧の申請書の添付書面等)

第二十九条 代理人によつて令第二十二條第一項の請求をするときは、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。

2 令第二十二條第五項の法務省令で定める大きさの用紙は、日本工業規格A列四番の用紙とする。

3 令第二十二條第一項の規定による第二十三條第一項から第四項まで

の情報の閲覧は、第二十七条第二項の磁気ディスクの記録を前項の  
大きさの用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。この場合  
については、令第十八条第五項後段の規定を準用する。

(法務局長等の命令による登記の方法)

第三十三条 (略)

(登記官が登記をすることができない場合)

第三十四条 (略)

(手数料等の納付の方法)

第三十五条 法第二十一条第二項本文及び令第十八条第四項の規定に  
よる手数料の納付は、登記印紙を申請書にはつて、しなければなら  
ない。

2 法第二十一条第二項ただし書の法務省令で定める方法は、第二十  
四条第一項の規定による同項名号に掲げる申請若しくは請求又は同  
条第二項の規定による請求を行う場合に登記官から得た納付情報に  
より納付する方法とする。

3 第二十四条第一項の規定により同項名号に掲げる申請又は請求を  
行う場合において、法第二十一条第二項本文の規定により手数料を  
納付するときは、第一項の規定は、同項中「申請書」とあるのは「  
登記官の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

4 令第十七条の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に

での情報の閲覧は、第二十四条第二項の磁気ディスクの記録を前項  
の大きさの用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。この場  
合については、令第二十一条第五項後段の規定を準用する。

(法務局長等の命令による登記の方法)

第三十条 (同上)

(登記官が登記をすることができない場合)

第三十一条 (同上)

(手数料等の納付の方法)

第三十二条 法第十六条第二項本文及び令第二十一条第四項の規定に  
よる手数料の納付は、登記印紙を申請書にはつて、しなければなら  
ない。

2 法第十六条第二項ただし書の法務省令で定める方法は、第二十  
一条の規定により同条名号の申請又は請求を行う場合に登記官から得  
た納付情報により納付する方法とする。

3 前項に規定する場合において、法第十六条第二項本文の規定によ  
り手数料を納付するときは、第一項の規定は、同項中「申請書」と  
あるのは「登記官の定める書類」と読み替えて適用するものとする  
。

4 令第二十一条の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務

関する料金の支払のために使用することができる証票であつて法務大臣の指定するもので納付しなければならない。

5 (略)

に関する料金の支払のために使用することができる証票であつて法務大臣の指定するもので納付しなければならない。

5 (同上)